

中央環境審議会第11回動物愛護部会ヒアリング資料

社団法人日本動物園水族館協会

05.9.26

1. 特定動物に関すること

(1) 使用許可に係る動物園動物の位置づけ

(2) MCなどの識別方法

2. 動物取扱業に関すること

3. 所有者の明示に関すること

政省令の見直しに関する意見要望(平成 17 年 9 月 26 日)

全国動物管理関係事業所協議会

9 月 6 日の都道府県等担当者に対する説明会後、全国の加入 101 機関に対する調査を行い意見・要望を取りまとめた。各自治体の現状の体制、規模等の違いにより、種々の意見・要望があったが、多くの自治体が問題として捉えている意見要望についてのみ集約した。

1 特定動物に対する基準等

(1) 指定種

●新たに追加された無脊椎動物(クモ属 4 科)は、削除されたい。

(2) 許可の適用除外規定

●外来生物法の指定動物は特定動物の指定から除外されたい。

(3) 許可及び取扱基準

●全国一律の規制とする以上、その運用に自治体間で大きな差を生じることのないよう、できる限り具体的に施設の規模・構造、飼養・保管の方法の基準を定めてほしい。

2 動物取扱業に関する基準等

(1) 登録の拒否及び遵守基準

●【土地や施設に関して、必要な権原の所持】の権原とは、借地権・所有権を証する書類とのことであるが、業の登録にその確認の必要性は無いと思われる所以削除願いたい。

●幼齢動物の販売に適する日齢が 45 日とあるが、現在の流通実態から鑑み、延長してほしい。

(2) 動物取扱責任者及び研修

●初回講習会以外は、2 時間程度で新しい情報を中心とした内容の講習の実施が可能な規定にしてほしい

(3) 動物の所有者明示¹

●犬に対するマイクロチップの装着については、狂犬病予防法の鑑札装着の規定との整合性を図って欲しい。

3 犬、ねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領

(1) 保管期間の確保

●期間を 7 日以上とする案が示されているが、期間については明示を避け、各自治体の判断に任せるべきであり、削除されたい。

1、5つの自由の保証

飼育動物に対して5つの自由（5 Freedoms）を保証しなければならないということは、国際的に共通認識となっていて動物福祉の基本といえます。この5つの自由を保証しない飼育のあり方は、動物虐待の第一歩といえるもので、虐待の判断や虐待の定義に大いに参考にすべきであると考えております。

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 飲食と渴きからの自由 | ④ 恐怖や不安(抑圧)からの自由 |
| ② 肉体的苦痛と不快からの自由 | ⑤ 正常な行動を表現する自由 |
| ③ 外傷や疾病からの自由 | |

2、虐待内容の例示

動物の虐待を精神的、肉体的苦痛を与えること(むやみに恐怖を与えることや酷使すること)を含めて具体的に例示します。

- ① 適切な食餌や水等を与えないで不健康な状態に陥らせること
- ② 動物にとって、不衛生、危険な突起物がある等、不適切な飼育環境で飼育すること
- ③ みだりに殴る、蹴る、酷使する、動物同士を闘わせる、犬を動物にけしかける、傷を負わせる、毒物を摂取させる、殺す等
- ④ 動物にとって必要な健康管理を行わないこと
- ⑤ 恐怖を与えたり、激怒させたり、パニックに陥らせる等
- ⑥ 動物の本来の行動を無視した飼育管理をすること
- ⑦ 闘犬、闘鶏を行うこと

3、虐待や遺棄された動物の保護及び救済

虐待や遺棄された動物が、生命の危険や精神に影響を及ぼすおそれがある場合や更なる虐待のおそれがあるときに緊急的な救済措置が取れるようになります。地方公共団体等の施設に保護収容できること。犬猫以外の動物にも配慮していただきたい。

4、法令違反者の再犯防止

悪質な動物虐待等の法令違反に、動物取扱業者には登録の取り消し、無期限又は一定期間の営業停止、一般動物飼育者には無期限又は一定期間の飼育禁止を課せること

5、動物の売買

- 子犬、子猫の販売は、生後8週令以上とし、仕入れ日、生年月日、性別、親の血統証の番号等の子犬、子猫の情報及び健康証明書、検査結果等を明示すること。
(8週令以下で幼令であればあるほど、動物行動学上の社会化期を失わせることになり、問題行動が発現し矯正困難な度合が極めて高くなっています。)
- 傷病動物の販売禁止。
- インターネット販売、露天販売及び移動販売は、常設でなく、動物取扱業の登録要件を満たしていないと思います。

- 幼令動物販売のための展示は、一頭だけで行うのではなく複数頭で行い、またストレスを避けるために展示時間の制限及び夜間販売の禁止が望まれます。
- 長期間店頭の狭いケージ内で飼育されるために、排泄問題が生じハウストレーニングが困難になってしまふので、この事に対する配慮を義務付けること。

6、動物取扱業関連

- 動物関連専門学校等で教育実習用に動物を供するためには多数飼育されています。中には飼育管理のあり方に問題があると報告されているので、査察調査できるようにすること。
- 乗馬クラブ、観光乗馬、観光馬車、馬橇等は、他の動物取扱業と比べて大きくなっているので、利用者の危険を回避し責任の明確化のために、基準等は独立したものが望れます。
- 馬は、祭りやイベント等で一時的貸し借りが行われ、過度な殴打(ムチ殴る等)や酷使されて問題となっています。また、骨折などの故障馬を大衆の前でクレーンで吊り上げるなどして苦痛を倍加させた例もあります。これらの対処法についての指導が望れます。

7、マイクロチップ(MC)による個体識別

- マイクロチップの制度化に向けて、情報の一元管理が必要であり、個人情報の管理の信頼のためにホストコンピューターを環境省の管理下で設置されることを望みます。
- 犬種団体や猫種団体が発行する血統証の信頼を得るために、MCナンバーを記載すること。
- 動物保護(愛護)団体に呼びかけて、里子になる犬や猫にMCの登録を呼びかけ普及促進の一助とする。
- 危険(特定)動物へのMC埋設部位の指定と実施者への危険防止のために研修が必要です。

8、多頭飼育の登録制

動物の多頭飼育の問題が、毎年のようにあり、その不適切な飼養の実態が明らかになりますが、なかなか改善策と防止策が示されません。多頭飼育は、一頭一頭の世話や愛情を注ぐことができなくなるために、立入り調査、罰則がある条例等で対応されることが望れます。

9、実験動物の福祉

元々1R(苦痛の軽減)があるところに、2R(代替法、数の削減)が配慮事項として追加し明記されたのみで、実態の把握はできません。よって、可能な限り下記のことを分かるような仕組みが望されます。

- ① 動物実験施設の登録制
- ② 動物実験倫理委員会の設置と実質的審査
- ③ 委員には、研究者以外の動物福祉関係者と一般人を加える
- ④ 自治体担当職員あるいはそれに準ずる第三者による査察(立入り調査)
- ⑤ 実験動物の繁殖・販売業者を動物取扱業に加えること
- ⑥ 実験動物の入手先の限定化
- ⑦ 記録の保管と情報の開示
- ⑧ 可能な限り、実験動物の個体識別管理

10. 動物を景品やゲームに供することを禁止する

動物をゲームの対象にしたり、販売促進の景品や集客の手段として供するなど生命倫理に反する行為がしばしば認められるため、明確に禁止することを求めます

11. 安楽死

引取られたペット動物である犬や猫の殺処分の方法として炭酸ガスで一括して殺す（大量殺処分する）ことは、直ちに止めるべきで、一頭一頭麻酔剤を投与して行うべきです。凶暴な動物の場合には、処置者の安全のために、事前に動物に鎮静剤の投与を考慮すべきです。

動物愛護、終生飼養、飼い主責任等を推進している一方で、福祉に反する方法が行われることは、子ども達を納得させる説明ができません。

12. 学校飼育動物の福祉の向上

学校飼育動物に関わる多くの獣医師によって飼育されている動物の状況が良い方向に向かっていると感じていますが、休日や長期休暇、年末年始などでボランティアの関わりがない学校ではまだまだ問題があります。飼育施設の改善を図ると共に、動物の福祉を確保するために、動物愛護推進員やボランティアの協力を仰ぐ必要があります。

13. 動物愛護推進員

動物愛護推進員の活躍があまり認められないのは、何をすべきか？どうあるべきか？などが十分理解されていないのではないかと思われます。それゆえ、動物愛護や動物福祉について、その他諸々の動物問題についての研修が必要で、当面年数回の開催が望されます。

14. 農場（畜産）動物の福祉とフリーダムフード

養豚や養鶏で5つの自由に反する飼育方法が取られていることがあります。身動きが取れないような狭い枠内やケージ内での拘束的な飼育したり、あるいは過密状態で飼育するなどで、その動物の生涯を終えるまで過ごさせるのは極めて虐待的あります。このような不自然で不健康な飼育のために、病気の予防目的で不必要的抗生物質や添加物を多量に使っており、食の安全と安心に問題があると思っています。

これに反して、5つの自由が保証されている飼育では、薬品使用の必要性が殆どなく動物の生活の質（QOL）が良いために、畜産食品の安全に適っており信頼を得ています。このようにして提供される畜産食品のことをフリーダムフードと呼ばれています。英国では、毎年約15%程度の消費量の増加が認められ、シェアの拡大が確実に認められています。対象の家畜は、牛、豚、羊、七面鳥、アヒル、鶏卵鶏、肉用鶏、サーモンであります。OIE（国際獣疫事務局）もこの5つの自由を提言しており、農水省の家畜の福祉についての検討会でも議論されています。

産業動物に関する基準の見直しの際には、家畜の福祉を図ることにより食の安全と安心に動物愛護管理法が寄与できるよう望みます。